

「Colors,Future! Actions 推進部会」設置要領

(目的)

第1条 川崎市市制100周年記念事業を契機として生まれた多彩な事業や、自らまちに関わり、まちを盛り上げる市民・企業・団体等とのつながりを生かしながら、官民連携により、社会課題の解決や豊かな市民生活の実現、地域経済の活性化や新たな価値の創出を図り、「さまざまな人たちが川崎に「愛着」と「誇り」を持ち、つながりあいながら、未来にチャレンジするまち」の実現に向けた取組を推進することを目的として、川崎市SDGsプラットフォーム設置要綱第10条の規定に基づき、「Colors, Future! Actions 推進部会（以下「部会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 社会的インパクトが大きく、担当部署が明確でない、民間事業者主体の官民連携の事業の推進に関すること。
- (2) 官民連携の更なる推進に向けた取組への参画・協力・助言に関すること。
- (3) その他、目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 部会は、川崎市SDGsプラットフォーム設置要綱第4条の規定に基づき組織されたプラットフォーム内に置くものとし、部会事務局、部会長、部会員、共創パートナー及び共創アクセラレーターをもって組織する。

- 2 部会事務局は、川崎市総務企画局共創推進室が担当し、部会の運営に関する企画、立案、庶務及び別表1に定める事業の伴走支援を行う。
- 3 部会長は、部会を代表し、運営する。
- 4 部会長は、川崎市総務企画局共創推進室長をもって充てる。
- 5 部会長は、本条に定める部会員、共創パートナー又は共創アクセラレーターから必要な意見を聞いた上で、別表第1に定める事業を変更し、若しくは削除し、又は同表に新たな事業を追加することができる。
- 6 部会員は、別表1に定める事業を主導的に推進する。
- 7 部会員は、別表1に定める事業ごとに1名以上、部会長が選任する。
- 8 部会員は、その計画、実施結果等について、毎年、「事業概要・報告書」（別記様式）を作成し、部会事務局に提出しなければならない。
- 9 共創パートナーは、川崎市の進める官民連携の事業に対し、参画、協力、助言等を行う。
- 10 共創パートナーは、官民連携の推進に資する者として部会長が認めた者とする。
- 11 共創アクセラレーターは、共創パートナーの役割に加え、官民連携の創出や発展を促す取組や仕組みづくりなどについて、検討、運営等を行う。
- 12 共創アクセラレーターは、官民連携の推進を加速させる者として部会長が認めた者と

する。

13 部会員、共創パートナー及び共創アクセラレーターは、部会の運営に関する助言、提言を行うことができる。

14 部会員、共創パートナー及び共創アクセラレーターは、部会長に対し、新たな事業を別表1に追加することを提言することができる。

(関係者の出席)

第4条 部会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

2 市の関係部署等の関係機関は、オブザーバーとして会議に出席し、意見を述べ、又は資料を提出することができる。

(報酬)

第5条 部会の部会長、部会員、共創パートナー及び共創アクセラレーターの報酬は、無償とする。

(秘密保持)

第6条 部会長、部会員、共創パートナー及び共創アクセラレーターは、部会の活動において知得した技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他の事業の秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

Colors,Future! Summit 推進事業
かわさき脱炭素プロジェクト
ここから未来プロジェクト
川崎駅周辺大規模イベントプロジェクト